

研修名	保健衛生・安全対策 令和元年11月29日(金) 13:30~16:00
講演	「教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドラインの理解」 「安全な環境づくりと安全の確認方法」
講師	株式会社 アイギス 代表 脇 貴志 氏

1 講演要項 『教育・保育施設等における事故防止及び

事故発生時の対応のためのガイドラインの理解』

- 1) 保育の安全について考える
 - ① 危険な遊具、危険な遊び方の特徴
 - ・安全な保育・危険な遊具はない。時と場合によって変わる。
 - ・危機管理の中でリスクの固定化にしたがる。それは、責任を回避しやすいからである。
 - ②安全の対策は内にあるか、外にあるか？
 - ・職員の脳にある五感で情報を回収している。
 - ・人を教育・訓練しておかなければならない。
 - ③保育園内で起こるすべての事故の原因になっているもの
 - ・職員一人一人の認識を統一しておかなければならない。
 - ・認識の違いから事故が起こる。
 - ・保育中にどんな情報がほしいのかを意識して現場に立っているか。
 - ・意識の前に自分が置かれている状況を認識しているか。
- 2) 保育現場が直面している社会問題
 - ①安全管理という名の「保育放棄」
 - ・危険なことはやめ、経験がなくなることで代わりに何を入れるかが重要。
 - ・危機管理を誤解。リスクを回避するための安全性はない。
 - ② 不適切保育としつけ、教育の境界線による保育の無意味化
 - ・園と保護者との信頼関係で成り立っている。
 - ・保育が委縮し、気を使いながら保育をしているのが現状。
 - ③ 便利なだけでは生き残れない未来
 - ・どんな志をもった園で子ども達を選んでいくのかを考える。
 - ・その裏には安全管理があるということ。
 - ・人口減少で残っている保育施設は質が高い。

3) ガイドラインの価値が検証される裁判

- ・2011年7月11日 神奈川県大和市 幼稚園3歳児 プール事故死から、指導者・管理者は別に置くこととなった。
- ・2017年8月24日 さいたま市 プール死亡事故では、2019年6月28日、元園長と元保育士が在宅起訴となる。その決め手は内閣府よりガイドラインから責任を問われたためである。
- ・2020年1月9日に判決が出る。
- ・すぐにガイドラインを読み、それに沿った施設を整えていかなければ責任を問われることになる。
- ・まず、自分で自分の身を守り、足元を固める。
- ・一番価値があるのは情報であり、命を守れる。

『安全な環境づくりと安全な確認方法』

4) 事前準備のやり方

- ・園の保育内容は現場で作り上げていく。
- ・行政から言われる事をするのではない。

5) 企業の対応に変化

- ①ツイッターなどへの不適切な動画や写真をアップしたことへの制裁強化
 - ・自制していく。
- ②吉本の闇営業をした芸人への処分の厳重化
- ③日本社会では危機管理はやるようになったが、危機対応はノーガード。
 - ・保育会全体で危機管理と危機対応を含めて考えていかなければならない。
 - ・危機対応は事故が起きてからの話であり、体制を整えないといけない。

2 感想

園と保護者の信頼関係が全て土台であるように、日々上司と部下も指導・教育をしていくうえでも大切であることをより痛感した。パワハラという言葉がメディアでもよく聞かれ、職場でもなかなか言いづらさを感じている現状であり、保育士を育てていく関係が難しくなっている。しつけ・教育の境界線が希薄になっていると同様、先生が言っておられたサイレントパワハラ（仕事を教えない社会）となることもあり得るだろうと感じました。人口減少で保護者のニーズに答え、より子ども達の情報を詳しく伝えられるか、安全管理という名の「保育放棄」とならぬよう、質の高い保育を職員間で考え、社会の現状をしっかりと受け止めながら、大切な子ども達を育てていきたい。研修で得た知識を生かし、今後も自己研鑽に努めたい。

（記録 木津川市立相楽台保育園 向井 奈緒美）